

# 福井原発訴訟支える会ニュース

2014年6月2日  
発行 支える会  
連絡先 吉原稔法律事務所  
Tel 077-510-5262

## 次回の裁判は7月8日(火)10:00から

場所は大津地裁1号法廷。多数のご参加を！

※福井地裁判決をふまえた準備書面を提出予定。

※法廷に入りきれないことも想定されます。

※11:00頃から滋賀弁護士会館4階大会議室で報告集会を行います。

福井地裁判決についても、その内容を報告します。

## 再稼働差止福井地裁判決報告講演会

～中寫哲演・原告団長が報告～

日時 6月14日(土) 14:00～

ピアザ淡海ホール

主催: 明るい滋賀県政をつくる会

2014年5月26日

## 福井地裁の大飯原発運転差止訴訟判決に関する声明

福井原発滋賀訴訟弁護団

- 1 福井地方裁判所は、2014年5月21日、関西電力株式会社に対して、大飯原子力発電所から半径250キロメートルに住む住民との関係で、同発電所3号機及び4号機の原子炉の運転の差止める判決を言い渡した。

この判決は、以下に述べる通り、福島第一原発事故をふまえて、国民の生命や生活が万

が一にも危険に曝されることがあってはならないという至極常識的な判断を示したものであって、当弁護団としても大いにこれを歓迎したい。

- 2 私たちは、福島第一原発事故により、原発の過酷事故による被害の深刻さ、広範さ、永続性を目の当たりにした。また、自然についての人間の知識が未だ不十分であること、現実には原発の過酷事故がおこれば、混乱と焦燥の中でマニュアルどおりの対処などできないこと、振りまかれていた原子力安全神話が根拠のないものであったこと等が明らかになった。本判決は、福島第一原発事故の経験を踏まえ、生命を守り、生活を維持する利益としての人格権が憲法上の根源的な権利であって電力会社の経済活動の自由よりも優先されるべきことを明確にし、過酷事故を招く具体的危険性が「万が一でもあれば」その差止めが認められるのは当然であると明快に判示し、大飯3号機、4号機では、過酷事故が起こる具体的危険性があると認め、運転の差止めを認めたのである。
- 3 過酷事故が起こる具体的危険性があるとした根拠は次のとおりである。まず、関西電力自身が1260ガルを超える地震動が大飯原発を襲えば燃料が重大な損傷に至る可能性があることを認めているところ、判決は、これを超える地震動が大飯原発を襲う可能性があることを指摘した。また、それ以下の地震動であっても、関西電力が想定している基準地震動（予想する最大の地震動）700ガルを超える場合には過酷事故に発展し得る事象が発生するが、大地震後の混乱状況の中、炉心損傷に至るまでの僅かな時間内でマニュアルどおりの対処ができるとは限らないこと、そもそも、最近10年程度の間には基準地震動を超える揺れが原発を襲ったことが5回に及んでおり、基準地震動の想定自体が不十分であることを指摘した。また、プールで使用済み核燃料がむき出しで保管されており、この冷却機能が失われた時には、深刻な事故になりうることを指摘し、これらを総括して、大飯3号機、4号機の安全技術及び設備は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると断じたのである。
- 4 本判決は、新規制基準及び原子力規制委員会の適合性審査とは関わりなく裁判所は、独自の判断枠組みによって運転差止めの可否を判断できるとした。そして、新規制基準に適合していると判断されても、安全であるとはいえないとも述べている。
- 5 更に本判決は、関西電力が主張したコスト論について、「極めて多数の人の生存そのものに関する権利と電気代の高い低いの問題とを並べて論じる」こと自体が許されないと述べ、国富流出論に対しては、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富である」と断じ、CO<sub>2</sub>歳出削減問題については、原発事故こそが最大の環境汚染であって、CO<sub>2</sub>問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであると一蹴した。
- 6 以上のとおり、本判決は、原発の経済性や公共性を理由として国民の人格権に後退を求め続けてきた関西電力の主張を明快に否定し、原発が国民の生命や生活を危険に曝すものであるという事実から向き合い差止めの結論を導いたものであり、市民感覚にも合致する画期的な判決である。樋口英明裁判長ほか担当裁判官に深い敬意を表する。
- 7 国及び原子力規制委員会は、本判決が指摘した問題点を正面から受け止め、既存原発の延命を図るための基準であるとしか評価できない現在の杜撰な新規制基準に基づく適合性審査を直ちに停止し、速やかに脱原発へと政策転換すべきである。また、周辺の関係自治体においては、本判決に示されたような原発の危険性を住民にきちんと周知するとともに、原発の再稼働に反対する姿勢を明確にするべきである。そして、関西電力は、大飯3号機、4号機に限らず、若狭湾全域の原発の運転を断念し、速やかに、再生可能エネルギーを利用した発電方法の拡大に舵を切るべきである。
- 8 なお、本判決には仮執行宣言が付されていないから、関西電力は、原子力規制委員会の適

合性判断と地元自治体の同意があれば、法的には、大飯3号機、4号機を再稼働させることができる。しかし、関西電力が多くの関係者の申し入れにも関わらず本判決を不服として控訴したこと自体が、本判決を評価し歓迎する多くの世論に対する挑戦であり許されるべきことではないのであるから、本判決を無視して大飯3号機、4号機を再稼働させるとき暴挙は決して許されない。

以上

**※この声明は以下の機関に送付しました。**

原子力規制委員会、内閣官房内閣広報室、関西電力株式会社、滋賀県庁、滋賀県議会事務局、大津市役所、長浜市役所、高島市役所

## 「美味しんぼ」問題について

井戸 謙一（弁護団長）

福島第一原発事故の後、福島県や北関東では、多くの人が鼻血を出しました。そのことは、福島に留まった人たちや福島から自主避難した人たちが口々に述べていたことであり、私自身も何人もの人たちから聞きました。「今までほとんど鼻血を出したことのなかった子どもが鼻血を出した。」「今までのタラタラと出る鼻血とは違ってドバツと出た。」「一旦出たらなかなか止まらない。」「クラスで何人も出した。」「クラブで何人も出した。」等々。

鼻血を出したという話は、福島第一原発事故の直後が最も多かったのでしょうか、それから相当時間が経過してからでもありました。なお、熊本学園大学社会福祉学部教授の中地重晴氏によると、福島第一原発事故から1年半が経過した2012年11月に、福島県双葉町、宮城県丸森町筆甫地区、滋賀県長浜市木之本町の3か所を調査対象地域とし、質問調査をしたが、それによると、双葉町、丸森町において、木之本町よりも有意に多かったのは、体がだるい、頭痛、めまい、目のかすみ、鼻血、吐気、疲れやすいなどの症状であり、鼻血に関して両地区とも高いオッズ比【丸森町で3.

5、双葉町で3.8】を示したとのことです。【「水俣学の視点からみた福島原発事故と津波による環境汚染」大原社会問題研究所雑誌（特集 原発と社会運動/労働運動（2））

「美味しんぼ問題」について、福島県や双葉町が主張しようとしていることが、福島第一原発事故後、住民に鼻血が多発した事実がなかったということなのか、鼻血が多発した事実を否定しないけれども、その原因は放射能ではないということなのか、必ずしも明確ではありません。

もし前者であるとすれば、多くの人が明確に体験した事実を公権力がその圧力をもってなかったことにしようとするものであり、到底許されない暴挙であると考えます。それは、民主主義を標榜する近代国家ではありえないことです。

もし、後者であるとすれば、医学的に議論の分かれる問題について、公権力が軽々に口を挟むべきではありません。福島第一原発事故による被ばくが原因で鼻血が出るはずがないと主張する学者がいることは承知していますが、他方で、西尾正道北海道がんセンター名誉院長は、「鼻血は低線量で

も広範な粘膜が被ばくした場合は出てもし思議ではありません。私は放射線の影響だと答えています。」と述べておられます。放射能による健康被害については未だにわかっていないことが多いのです。歯科医院で口腔部や鼻腔部にX線を当てても鼻血は出ませんが、外部の放射性物質から発せられたX線やγ線が体内を通過する外部被ばくと放射性物質自体が鼻部の粘膜に付着し、β線が周囲の組織の細胞にダメージを与える内部被ばくとは同列には論じられないでしょう。少なくとも、福島第一原発事故の直後から今まで経験したことの無い態様の鼻血が多くみられたのですから、放射能のせいではないかと疑うのは普通の感覚だと思います。

福島は、復興一色で染め上げられ、子どもの健康を心配している親たちも、放射能に対する不安を口にするのが極めて困難になっていると聞きます。放射能に対する不安を口にすること自体が風評被害を招き、

復興の妨げになるというのです。福島第一原発事故後、住民の間で鼻血が多発したという多くの人が知っている事実を漫画に描いただけで、民間だけでなく、政府や公共団体からもパッシングされるという今回のようなことがまかり通れば、福島の親たちは、放射能に対する不安だけでなく、現実に体験した事実を語ることもできなくなります。こんな異常な社会の出現を許しているとは思いません。これは、福島だけの問題ではありません。私たちがこの国をどんな国にしていくのかという問題だと思います。

県民皆が復興に向けて頑張っているのだから、それに水を差す結果になる鼻血の話はするな」という社会は、「兵隊さんも銃後の国民も皆が戦争に勝つために頑張っているのだから、それに水を差す結果になる『負けるかもしれない』という話はするな」という社会とどこが違うのでしょうか。

2014・5・14

美味しんぼ

「是非」争うより学ぼう

週刊ビッグコミックスピリッツ(小学館)で30年以上連載されている「美味しんぼ」が、波紋を広げている。

福島第一原発事故をテーマにした最近の2回分で、主人公が鼻血を出し放射線被曝と結びつけられたり、「福島を広域に除染して人が住めるようにするなんて、できないと思う」との見解が述べられたりしている。

現在の人物を絡めて表現されており、福島県や双葉町などが事実と異なるとして抗議や意見を表明した。私たちは社説で、低線量被曝の影響を軽視しないよう指摘する一方、できるだけ科学的な根拠や実測値、具体的な対策とともに議論すべきだと立場をとってきた。漫画での描き方には疑問が残る。

ただ、低線量被曝には未解明の部分が多い。今回のような健康被害に関する主張は事故後あちこちで見られてきた。それが広く関心を集める背景には、巨大な被害を招いた原発政策への怒りも反映している。

ひとつの作品を取り上げて過剰に反応したり、大学の学長が教職員の言動を制限するような発言をしたりすることには、賛成できない。忘れてならないのは、福島の人が事故被害に苦しむ、無理に暮らしていることだ。

私たちが一人ひとりが、「こそだ」「本当だ」と振り回されるのではなく、巷にあふれる情報から自分自身で納得できるものを選びとる力を養っていくことが大切だろう。

福島県内ではこの3年で、十分とは言えないまでも外部被曝や内部被曝を検査する体制が整いつつあるが、受診率は高いとはいえない。現地で活動を続ける医師たちは「心配なら検査しよう」と呼びかけている。

教値をどう見たいか、どうしたら無駄な被曝を避けられるか、勉強会や相談会、研修も開かれている。食べ物や水の検査も継続的に実施されてきており、健康への影響と関連づけられるほどに実際のデータも積み上がってきた。

こうした経験知は人々が不安の根源に向き合い、どう対処すればいいかを考える手がかりになる。これらを福島から全国へと共有していきたい。

小学館は19日発売の次号とホームページで、これまでの反響や複数の専門家の意見の特集を提示し、議論を深める場になることを期待する。